

押印を求める手続の見直しのための関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和3年9月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第19号

押印を求める手続の見直しのための関係規則の整備に関する規則  
(瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「」を削る。

- (1) 瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年瀬戸市規則第23号）第1号様式、第2号様式、第4号様式及び第5号様式
- (2) 瀬戸市職員の配偶者同行休業に関する規則（平成27年瀬戸市規則第34号）別記様式
- (3) 瀬戸市庁舎管理規則（平成18年瀬戸市規則第48号）第1号様式
- (4) 瀬戸市火入れに関する条例施行規則（昭和59年瀬戸市規則第10号）第1号様式
- (5) 瀬戸市予防接種実費徴収規則（昭和60年瀬戸市規則第10号）別記様式
- (6) 瀬戸市クリーンセンター条例施行規則（昭和63年瀬戸市規則第3号）第1号様式、第3号様式及び第4号様式
- (7) 瀬戸市斎苑条例施行規則（平成8年瀬戸市規則第8号）第1号様式
- (8) 瀬戸市老人福祉法施行細則（昭和62年瀬戸市規則第10号）第1号様式、第6号様式及び第8号様式
- (9) 瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和50年瀬戸市規則第13号）第1号様式、第2号様式、第6号様式、第7号様式

- 式、第10号様式、第13号様式及び第16号様式
- (10) 瀬戸市立休日急病診療所条例施行規則（平成29年瀬戸市規則第23号）別記様式
  - (11) 瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例施行規則（平成4年瀬戸市規則第17号）第2号様式及び第3号様式
  - (12) 土地区画整理審議会委員選挙の立候補届等に関する規則（昭和33年瀬戸市規則第8号）様式第1号から様式第4号まで
  - (13) 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則（平成8年瀬戸市規則第9号）第1号様式及び第2号様式
  - (14) 名古屋都市計画水野地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成6年瀬戸市規則第16号）別記様式
  - (15) 瀬戸市住居表示に関する条例施行規則（昭和52年瀬戸市規則第23号）第2号様式及び第3号様式
  - (16) 瀬戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成12年瀬戸市規則第25号）第1号様式
  - (17) 瀬戸市土地利用調整条例施行規則（平成11年瀬戸市規則第16号）第1号様式から第6号様式まで
  - (18) 瀬戸市都市公園条例施行規則（昭和39年瀬戸市規則第3号）第1号様式、第2号様式、第5号様式から第8号様式まで、第13号様式、第14号様式、第18号様式から第20号様式まで
  - (19) 瀬戸市下水道条例施行規則（昭和45年瀬戸市規則第13号）第1号様式から第3号様式まで、第5号様式、第6号様式、第8号様式、第9号様式及び第11号様式
  - (20) 瀬戸市火災予防規則（平成4年瀬戸市規則第19号）第4号様式、第5号様式、第5号様式の3、第6号様式、第8号様式から第11

号様式まで、第 1 3 号様式、第 1 4 号様式、第 1 6 号様式の 2、第 1 7 号様式、第 1 8 号様式、第 1 8 号様式の 2、第 1 8 号様式の 3 及び第 1 9 号様式

(瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

- (1) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 1 6 年瀬戸市規則第 1 8 号）第 1 号様式
- (2) 瀬戸市職員の退職年金等に関する規則（昭和 3 0 年瀬戸市規則第 8 号）第 1 号様式から第 7 号様式まで
- (3) 瀬戸市高齢者生きがい活動施設条例施行規則（平成 2 年瀬戸市規則第 9 号）第 1 号様式、第 3 号様式及び第 5 号様式
- (4) 瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例施行規則（平成 2 4 年瀬戸市規則第 3 7 号）第 1 号様式、第 2 号様式、第 6 号様式及び第 8 号様式
- (5) 瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（平成 1 4 年瀬戸市規則第 2 0 号）第 1 号様式から第 1 0 号様式まで
- (6) 瀬戸市土地区画整理事業助成条例施行規則（令和元年瀬戸市規則第 2 3 号）第 1 号様式、第 3 号様式、第 5 号様式、第 7 号様式及び第 8 号様式

(瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和 5 1 年瀬戸市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「」を削る。

第 5 号様式中「」及び「、押印し」を削る。

第 6 号様式中「」を削る。

(瀬戸市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第 4 条 瀬戸市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成 4 年瀬戸市規則第 2 0 号)の一部を次のように改正する。

第 3 号様式中「」を削る。

第 5 号様式中「」を削り、「提出」を「押印」に改める。

(瀬戸市会計規則の一部改正)

第 5 条 瀬戸市会計規則(昭和 2 9 年瀬戸市規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 4 中「記名押印」の次に「又は署名」を加える。

(瀬戸市公有財産事務取扱規則の一部改正)

第 6 条 瀬戸市公有財産事務取扱規則(昭和 4 2 年瀬戸市規則第 2 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 7 条中「記名押印」を「署名」に改める。

(瀬戸市交通児童遊園の管理及び運営に関する規則の一部改正)

第 7 条 瀬戸市交通児童遊園の管理及び運営に関する規則(昭和 4 6 年瀬戸市規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式

瀬戸市交通児童遊園利用申込書

令和 年 月 日

瀬戸市長 殿

団体名

代表者 住 所

氏 名

TEL

<メールアドレス、FAX>

下記のとおり利用したいので、承認してください。

記

利用日時	年 月 日 ( )							
	午前	午前					午後	
	時	分	～	時	分			
	午後	午後						
利用目的								
利用場所								
利用備品								
利用人数	幼児	小学生	中学生	高校生 世代	大学生 世代	大人	計	
備考								

(瀬戸蔵ミュージアムの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 8 条 瀬戸蔵ミュージアムの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年瀬戸市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「及び押印」を削る。

第 1 号様式、第 3 号様式、第 5 号様式及び第 7 号様式中「」を削る。

(瀬戸市新世紀工芸館条例施行規則の一部改正)

第 9 条 瀬戸市新世紀工芸館条例施行規則（平成 11 年瀬戸市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項中「及び押印」を削る。

(瀬戸市勤労青少年ホーム管理規則の一部改正)

第 10 条 瀬戸市勤労青少年ホーム管理規則（昭和 48 年瀬戸市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式中「」及び「」を削る。

第 3 号様式及び第 4 号様式中「」を削る。

(瀬戸市宮前地下街使用条例施行規則の一部改正)

第 11 条 瀬戸市宮前地下街使用条例施行規則（昭和 27 年瀬戸市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「」を削る。

第 4 号様式中「印」を削る。

(瀬戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)

第 12 条 瀬戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成 24 年瀬戸市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式から第 5 号様式までの規定中「平成」及び「印」を削る。

(瀬戸市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定

障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第13条 瀬戸市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年瀬戸市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「平成」及び「印」を削る。

（瀬戸市遺児修学手当支給条例施行規則の一部改正）

第14条 瀬戸市遺児修学手当支給条例施行規則（昭和48年瀬戸市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第6号様式、第7号様式及び第9号様式中「」及び「注 申請者の押印は、氏名を自署する場合にあっては省略することができる。」を削る。

（瀬戸市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正）

第15条 瀬戸市心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4号様式中「印」を削る。

第5号様式中「」を削る。

（瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正）

第16条 瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則（昭和53年瀬戸市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4号様式中「印」を削る。

第5号様式中「」を削る。

（瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部改正）

第17条 瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則（平成15年瀬戸市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 6 号様式中「印」を削る。

第 7 号様式中「㊦」を削る。

(瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の一部改正)

第 18 条 瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則（令和元年瀬戸市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表 10 現況平面図の項中「及び印」を削り、同表 11 土地利用計画図の項中「及び印」を削り、「並びに土地利用計画表」を「及び土地利用計画表」に改め、同表 12 造成計画断面図の項中「及び印」を削り、「並びに事業に関わる法令等の名称」を「及び事業に関わる法令等の名称」に改め、同表 13 雨水排水計画平面図の項中「及び印」を削り、「並びに流末流量」を「及び流末流量」に改め、同表 14 構造図の項中「及び印」を削り、「並びに留意事項」を「及び留意事項」に改め、同表 15 求積図の項中「及び印」を削り、「並びに辺長」を「及び辺長」に改める。

第 1 号様式、第 3 号様式から第 5 号様式まで及び第 8 号様式から第 12 号様式までの規定中「㊦」を削る。

(瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正)

第 19 条 瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和 47 年瀬戸市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式の 2、第 1 号様式の 3 及び第 1 号様式の 4 を次のように改める。

第 1 号様式の 2 (第 3 条の 2 関係)

し尿処理申込書						年 月 日
(宛先) 瀬戸市長						
瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。						
し尿世帯番号	- 0 -					
申込者	住所					
	氏名		続柄		区分	1 定額 2 従量
フリガナ		電話	自宅			
世帯主			連絡先	(昼間連絡のとれる所)		
くみ取りする所 <small>(申込者と同じ場合は記載省略可)</small>	瀬戸市	町	丁目	番地	号室	
	<small>(マンション・アパート名等)</small>					
建物の用途	1 一般住宅	2 店舗	3 事務所	4 工場		
	5 アパート	6 社宅	7 その他 ( )			
使用状況	1 専用	2 共同	便槽の基数	基		
便槽の種類	1 かめ又はコンクリート製の便槽		2 簡易水洗 (薬液・泡・洗浄水を流すもの)			
	3 無臭 (スーパー) トイレ		4 その他 ( )			
入居日	年 月 日	くみ取り券・請求書の送付先が、くみ取りする所と異なる場合に記載		住所		
世帯構成 (同居人を含む。)				郵便番号 ( - )		
	氏 名	続 柄	備考			
1		世 帯 主				
2						
3						
4						
5						
6						
合計		人				
		初回作業		1 直接 ( 月 日 )		
				2 定期 ( 月作業 )		
		業者名		1 アイチ 2 尾東 3 品野		
受付	1 環境	2 水野	3 幡山	4 品野		
受付	電算	くみ取り券	点検	業者連絡	ラベル	

第 1 号様式の 3 (第 3 条の 2 関係)

し尿処理変更届

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、次の事項に変更があったので届け出ます。

し尿世帯番号	- 0 -				
届出人	住所				
	氏名		続柄	区分	1 定額 2 従量
フリガナ		電話	自宅		
世帯主			連絡先	(昼間連絡のとれる所)	
くみ取りする所 (届出人と同じ場合は記載省略可)	瀬戸市	町	丁目	番地	号室
	(マンション・アパート名等)				

変更事由 (該当に○)	変更内容		
1 人数の変更	人 → 人		
	異動者氏名	続柄	理由
2 世帯主の変更	フリガナ		
	新世帯主名		
	理由		
3 用途の変更	1 定額制から従量制へ		
	理由		
4 その他の変更	2 従量制から定額制へ ※1		
	変更前		
	変更後		

※1 従量制から定額制へ変更する場合は、併せて従量制の廃止届と定額制の申込書を提出してください。

受付	1	2	3	4
	環境	水野	幡山	品野

		業者名	1 アイチ	2 尾東	3 品野		
受付	電算	くみ取り券	点検	業者連絡	ラベル作成	送付先入力	口振確認

第 1 号様式の 4 (第 3 条の 2 関係)

し尿処理廃止届					年 月 日
(宛先) 瀬戸市長					
瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 3 条の 2 第 3 項の規定により、廃止したいので次のとおり届け出ます。					
し尿世帯番号	- 0 -				
届出人	住所				
	氏名		続柄	区分	1 定額 2 従量
フリガナ		電話	自宅		
世帯主			連絡先	(昼間連絡のとれる所)	
くみ取りする所 (届出人と同じ場合は記載省略可)	瀬戸市	町	丁目	番地	号室
※以下は、記入しないでください。					
廃止	年	月	日	業者	1 アイチ 2 尾東 3 品野
作業	1 定期作業は 月の作業で終了		2 直接依頼		
	3 不要		4 その他		
廃止理由	1 浄化槽		7 転居		
	2 下水道		新住所:		
	3 世帯合併		電話:		
	4 使用中止		8 取り壊し		
	5 職権廃止		9 滞納停止		
	6 死亡		10 その他 ( )		
郵便物送付先	くみ取りする住所 ・ 届出人住所 ・ その他 ( )				
未納	なし ・ あり ( 円)				
	年	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6			期
	年	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6			期
支払い方法	窓口 ・ 口振予定 ・ 納付書				
※簡易水洗から普通便槽 (仮設トイレ) へ切り替える場合は、定額制の申込書を提出してください。					
受付	1	2	3	4	
	環境	水野	幡山	品野	
受付	電算	点検	業者連絡	口振依頼書抜き取り	

第 2 号様式及び第 8 号様式中「㊦」を削る。

第 9 号様式、第 9 号様式の 2 及び第 10 号様式中「印」を削る。

第 13 号様式から第 15 号様式まで、第 15 号様式の 2 及び第 16 号様式の規定中「㊦」を削る。

(租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則の一部改正)

第 20 条 租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則(平成 3 年瀬戸市規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「及び押印」を削る。

第 1 号様式、第 2 号様式及び第 4 号様式中「㊦」を削る。

(瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 21 条 瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 10 年瀬戸市規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「㊦」を削り、

「

特別控除 該当者数	寡婦(寡夫)	老 年 者	障 害 者(うち特別障害者)
	人	人	人(人)
	特定扶養親族	老人扶養親族	
	人	人	

」

を

「

特別控除 該当者数	寡 婦	老 年 者	障 害 者(うち特別障害者)
	人	人	人(人)
	特定扶養親族	老人扶養親族	ひとり親
	人	人	人

」

に改める。

第 3 号様式、第 4 号様式及び第 6 号様式から第 8 号様式までの規定中

「㊦」を削る。

第10号様式中「㊦」を削り、「市営住宅管理人認印」を「市営住宅管理人認欄」に改める。

第11号様式、第12号様式、第16号様式、第23号様式、第25号様式、第27号様式、第29号様式、第30号様式、第32号様式及び第34号様式中「㊦」を削る。

(瀬戸市都市計画法施行細則の一部改正)

第22条 瀬戸市都市計画法施行細則(平成24年瀬戸市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、「3 申請者の押印は、氏名を自署する場合にあっては省略することができる。」を削る。

(瀬戸市都市計画審議会運営規則の一部改正)

第23条 瀬戸市都市計画審議会運営規則(昭和44年瀬戸市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「押印」を削る。

(瀬戸市景観条例施行規則の一部改正)

第24条 瀬戸市景観条例施行規則(平成22年瀬戸市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第4号様式まで、第6号様式、第9号様式及び第11号様式の規定中「氏名 印」を「氏名」に改める。

第13号様式中「(代表者)氏名 印」を「(代表者)氏名」に改める。

(瀬戸市下水道事業会計規則の一部改正)

第25条 瀬戸市下水道事業会計規則(令和2年瀬戸市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項中「及び第 37 条」を削る。

第 26 条中「記名押印」の次に「又は署名」を加える。

第 37 条第 2 項を削り、第 1 項を次のように改める。

### 第 37 条 削除

#### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。